

特集

相続登記

だけじゃない、司法書士!



相続登記 だけじゃない、司法書士!

司法書士がサポートします!

令和6年4月1日にスタートした相続登記の申請義務化——。
不動産の名義人が亡くなってから3年以内に登記の名義人を変更する申請を行うことが義務となりました。相続登記は登記の専門家である司法書士にお任せください!

さて、身近な人が亡くなってはじめて気付く相続の難しさ——。

「こんなことなら準備しておいてもらえばよかった…」
「誰に相談していいのかわからず苦労した…」

このようなお話をよく耳にします。

司法書士がお力になれるのは相続登記だけではありません!

登記以外でもお役にたてる相続の手続きをご紹介します。



埼玉司法書士会公式キャラクター
「法チュン」

生前にできること 子供がいない(いわゆる「お一人様」)



独身の方や、子供がいない方は、ご自身が亡くなった後のことが心配でチュンね…

遺言書を書くことをお勧めします。
例えば、兄弟姉妹のうち一人に多めに財産をあげたい、かわいがっていた甥姪にも財産をあげたい、といったことも、遺言書を書いておくことによって可能になります。
また、相続人以外でも、お世話になった方や内縁関係にある方等に遺贈したり、ボランティア団体に寄付することもできます。



でも、遺言書って書き方にいろいろ決まりがあるチュンよね?

形式や内容については、司法書士にご相談いただければ、適切なアドバイスができると思います。
なお、遺言書は形式や内容に不備があると無効になってしまいますので、司法書士としては自筆証書遺言(手書きの遺言)ではなく、専門家の関与する公正証書遺言をお勧めしております。

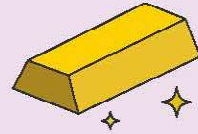


死後事務委任契約

遺言という言葉はよくご存じかと思いますが、遺言も万能ではありません。死後事務委任契約は遺言では対応することが難しい死後の事務について、ご自身の希望を伝えることができる契約として広まってきています。例えば、葬儀の執り行い方(散骨したい)、生活に関する手続(携帯電話の解約)について、生前に契約という形で信頼できる方に依頼します。本人の死後は、依頼を受けた方が契約に基づき手続を進めます。

死後の手続に希望もしくは不安がある方や、家族に負担をかけたくないという方は、死後事務委任契約をご一考されると良いかも知れません。

亡くなった後に 相続財産の手続が大変そう…



相続登記の申請が義務化されたことは分かるけど、不動産の他にも預貯金、株式といった財産があるときは、やることが多くて大変そうでチュン…。

相続に関する手続きは相続人自身が対応するのが基本ですが、司法書士に依頼することにより、手続きを進めることができます。

例えば、

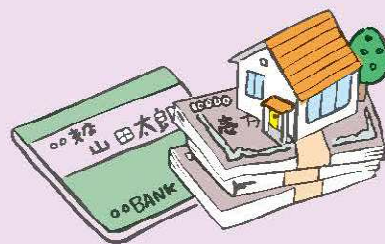
- ・戸籍等必要書類の収集
- ・相続財産の調査(金融機関、証券会社、保険会社等)
- ・遺産分割協議書作成
- ・預貯金等の解約、名義変更
- ・有価証券の解約
- ・保険金請求
- ・不動産登記
- ・その他財産の分配 等をお任せすることができます。



仕事が忙しい人や、体調が悪くて外出が難しい人にとっては助かりまチュンね！

ただし、相続税の申告は税理士、遺族年金の手続は社会保険労務士、自動車の名義変更は行政書士といったように、手続の種類によっては特定の士業でなければ受任できないこともあります。

その場合でも、他の専門家に依頼することにより手続きを進めることができますので、まずは相談してみてください。



財産より負債が多い…



相続して借金の返済に追われるのは困りまチュン…

亡くなった方の不動産・預貯金等のプラスの財産よりも、借金等のマイナスの財産が多い場合、相続放棄が選択肢の一つになります。

相続放棄をすることにより、初めから相続人とならなかったとみなされるため、亡くなった方の残した借金等からも解放されることになるのです。

しかし、プラスの財産(たとえば、亡くなった方の残した家や先祖伝来の家宝等)も相続することができなくなります。



いいとこどりはできないってことでチュンね…

プラスの財産のみを受け継いでマイナスの財産は受け継がないとすると、債権者を害することになってしまうので、そのような方法は認められていないのです。

相続放棄をする場合、相続人は、亡くなった方の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書や戸籍謄本等を提出して相続放棄の手続をします。



相続放棄は亡くなってから3か月以内にしないとダメ？

相続放棄は、相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。この3か月以内の期間を熟慮期間といいます。

では、亡くなったことを知ってから3か月を経過したら相続放棄はできないのでしょうか？判例は、相続財産について知らなかったことについて、相当の理由がある場合には、その相続財産を知った時から起算すると解釈しています。

例えば、父の死後、借金の存在を債権者からの通知で初めて知り、相当な理由がある場合には、借金を知った口から起算することになります。このケースでは、落ち度なく、父の借金の存在を知らなかった場合、相続放棄できる可能性があります。

ちょっと困った

■相続人の中に 認知症 の人がいる

成年後見制度を利用する必要があるかも知れません。

- 司法書士は、裁判所に提出する申立書の作成を行うことができます。
- また、成年後見人等に就任することができます。



■相続人の中に 行方不明 の人がいる

裁判所に「不在者財産管理人」の選任を中立てることができます。

- 司法書士は、裁判所に提出する申立書の作成を行うことができます。

■相続人の中に 外国に居住 している人がいる

印鑑証明書などの代わりの書類を領事館で取得してもらう必要があります。

- 司法書士は、領事館で取得する書類のアドバイスをすることができます。

このように、一口に「相続」と言っても、家族構成によって手続は異なりますし、ふとしたことで手続が難航してしまうことも少なくありません。
でも、司法書士がお手伝いできることもたくさんあるのです。



司法書士も、なかなかやるもんでチュンね！

一人で悩まず、まずは相談していただきたいですね。
埼玉県には、約1,000人の司法書士がいます。意外とすぐ近所にいるかも知れませんよ。



相続に関して「困る前に」「困ったら」 司法書士にご相談ください！

詳しくは、

お近くの司法書士又は埼玉司法書士会へお問い合わせください。

司法書士と〜く



埼玉司法書士会 司法書士

福田 龍之介

何十台もの消防車の排気ガスの臭いが充満していた。

店舗からは炎と黒煙が立ち昇り、周囲は悲鳴と怒号が交錯していた。

すぐそばには、店内に取り残されたであろう人たちの親族らが、泣き崩れながら両手を合わせ祈っていた一。

2004年12月13日午後9時ごろ。火災の一報を受け、大型量販店「ドン・キホーテ浦和花月店」に駆け付けた。当時、新聞社の社会部記者だった私は、かじかむ手をこすりながら、周囲の状況をメモし、燃え盛る店舗を夢中で撮り続けた。

「ドン・キホーテ放火事件」。2004年12月、さいたま市内のドン・キホーテの店舗で相次いで発生した放火事件である。浦和花月店では従業員3人が焼死した。

夜が明けても親族たちの祈りは続いた。昇り始めた太陽が照らすその横顔を私は見つめた。悲しみと疲労に満ちたその表情を、心の中で「撮るべきだ」と一人の自分が言い、「撮ったら人倫にもとる」ともう一人の自分が反論する。徹夜明けの頭で考えても答えは出なかった。疲れた私は、結局撮らなかった。20年経った今でも答えは出ない。ただ、朝日の中に浮き上がったその光景を、今でも大切に心にしまっている。排気ガスの臭いをかぐと20年前の放火事件の記憶が昨日のことのよう蘇ってくる。

司法書士になる前、約18年間、記者として新聞社に勤務していました。いつも肩で風を切り颯爽と取材する記者、ではなく、他社に特ダネを書かれ、半べそをかきながら取材した思い出しかありません。私に限らず、司法書士はさまざまなバックボーンを持つ人が多いと思います。私の知る限り舞台役者、アナウンサー、ホテルマン、警備員、エンジニアなど多種多様な経歴の持ち主がいます。もちろん司法書士一筋の職人のような人も。

銀行での不動産売買のお手続きのとき、待ち時間に眉間にしわを寄せて鎮座しているお地蔵さんのような司法書士がいたら、ちょっと経歴なんかを尋ねてあげてみてください。「実はね…」。深い話が聞けるかもしれません。

法Navi - 13号 -

令和7年1月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は
埼玉司法書士会までお寄せください。

表紙撮影 司法書士 上松 隆行
デザイン・印刷 株式会社エース広告

編集後記

相続は誰にでも起こることなのに、一般の方には分からないことだらけ。
そんな皆様のために少しでもお役に立てたら幸いです。

(Y.T)

司法書士会からの御案内

電話による相談

相談専用電話番号

TEL 048-838-1889

下記時間帯のみ通話可

※回線が混み合っている場合は、時間をおいておかけ直してください。
※祝日、年末年始、お盆期間中を除きます。

月曜日 午後1時から4時まで

「クレジット・サラ金相談」

毎月第1・第3月曜日 午後1時から4時まで

「生活困窮者向け相談」

火曜日 午後1時から4時まで

「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで

「賃貸トラブル相談」

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで

「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで

「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで

「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで

「空き家トラブル110番」

※法律相談については紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものに限りします。

※相談時間は20分程度です

司法書士相談センターでの面談相談

予約電話番号 **TEL 048-838-7472**

予約受付は

平日午前10時～午後4時まで

浦和総合相談センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号 浦和駅から徒歩10分
埼玉司法書士会館106号室・108号室

県北総合相談センター

【会場】熊谷市立商工会館 会議室 熊谷駅から徒歩12分
〒360-0041 熊谷市宮町2丁目39番地

越谷総合相談センター

〒343-0813 越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 越谷駅から徒歩7分
森田ビル202号室

西部総合相談センター

【会場】ウェスタ川越 会議室 川越駅から徒歩5分
〒350-1124 川越市新宿町1丁目17番地17

お近くの司法書士事務所を探す

TEL 048-863-7861 平日午前8時30分～午後5時まで

埼玉司法書士会事務局

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

埼玉県内市区町村での面談相談

埼玉県内市区町村55箇所で開催中



埼玉県内の相談会の詳しい内容はこちらから



令和7年1月現在